

各 (特別管理)産業廃棄物処理業者 殿

大分県生活環境部循環社会推進課長

平成 29 年 10 月 1 日以降の産業廃棄物処理業許可に関する事務の
取扱いについて(通知)

本県の産業廃棄物行政の推進につきまして、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、上記のことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則の改正に伴い、平成 29 年 10 月 1 日以降の本県の産業廃棄物処理業許可申請等に関する事務を以下のとおり変更しますので、お知らせします。

記

1 (特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可申請書に関する変更について

許可申請書の添付資料の様式を、以下のとおりとします。

【関連様式一覧】

- | |
|---|
| ① 第 1 面 事業計画の概要を記載した書類 (※ 旧県様式 1-1 に対応) |
| ② チェック票 (※ 旧県独自様式を改正。 <u>処分業でも同様の様式を使用</u>) |
| ③ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類・図面・付近見取図 |
| ・ 第 2 面 運搬施設の概要 (※ 旧県様式第 1-2 に対応) |
| ・ 第 6 面 運搬車両等の写真 (※ 旧県様式第 1-2(1)に対応) |
| ・ 第 7 面 運搬容器等の写真 (※ 旧県様式第 1-2(2)に対応) |
| ・ 第 4 面 収集運搬業務の具体的な計画 (※ 旧県様式第 1-3 に対応) |
| ・ 第 5 面 環境保全措置の概要 (※ 旧県様式第 1-4 に対応) |
| ・ 第 3 面 積替施設または保管施設の概要(※ 旧県様式第 1-5 に対応) |
| ④ 第 8 面 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 (※ 旧県様式第 3 号に対応) |
| ⑤ 第 9 面 資産に関する調書(個人の場合) (※ 旧県様式第 4 号に対応) |
| ⑥ 第 10 面 誓約書(※ 旧県様式第 2 号に対応。 <u>処分業でも同様の様式を使用</u>) |

2 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いについて

(1) 平成 29 年 10 月 1 日以降に発行する産業廃棄物収集運搬業の許可証の表示について

平成 29 年 10 月 1 日以降に発行する許可証については、ただし書きの部分に「石綿含有産業廃棄物」「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」をそれぞれ含むかどうかを個別に表記します。

これに伴って、ただし書の部分の表現を「ただし、石綿含有産業廃棄物を含み(含まず)、水銀使用製品産業廃棄物を含み(含まず)、水銀含有ばいじん等を含む(含まない)。特別管理産業廃棄物であるものを除く。」に統一します。

【許可証印刷イメージ】

<p>サンプル1: 法改正後の許可証のイメージ</p> <p>産業廃棄物収集運搬業許可証</p>	
住所	おんせん県森之中手出合町1-1
氏名	花咲産業 代表取締役 盛野 陽三
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。	
大分県知事 広瀬 勝貞	
許可の年月日	平成 29 年 12 月 11 日
許可の有効期限	平成 34 年 12 月 10 日
<p>「非安定型産業廃棄物」「有機汚泥」「無機汚泥」の有無を種類の後の()書きで表示</p>	
1. 事業の範囲	
事業の区分	収集運搬(積替え又は保管行為を含まない。)以下余白
産業廃棄物の種類	汚泥(無機汚泥を含み、有機汚泥を含まない)、酸液、廃アルカリ、廃プラスチック類(廃容器包装、廃プリント配線板を含み、自動車等破砕物を含まない)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(廃容器包装、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極で不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含み、自動車等破砕物を含まない)、ガラスくず等(廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、自動車等破砕物を含まない)、がれき類 (以上11種類。ただし、石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
<p>新たに加わった「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」をここに記入</p>	
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることが積替え又は保管行為を含まない。	
3. 許可の条件	なし
4. 許可の更新又は変更の状況	平成19年12月11E産業廃棄物収集運搬業許可 平成24年11月16E変更届(役員、運搬施設) 平成24年12月11E産業廃棄物収集運搬業更新許可 平成29年12月11E産業廃棄物収集運搬業更新許可
5. 積替え許可の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
市名	許可番号

(2) 許可証の書換え交付について

平成 29 年 9 月 30 日以前に発行した許可証については、取り扱う産業廃棄物の種類の欄に、「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」を含むかどうか記載されていませんが、許可証を書き換えるまでの間に限り、「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」を収集運搬することができます。

なお、「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」の取扱いを許可証に明記したいという希望がある場合は、管轄する保健所(保健部)あてに以下の書類を提出してください。

【許可証の書換えに必要な様式】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 産業廃棄物処理業変更届出(廃棄物処理法施行規則 様式第 11 号)② 水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等の取扱いについて(大分県独自様式) |
|--|

(3) 法人の名称、代表者や住所の変更に伴う許可証の書換え交付について

法人の名称や住所の変更に伴って許可証を書換え交付する場合において「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」の表記を望まない場合は、更新許可や変更許可を受けるまでの間に限り、「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」を記載しない状態で許可証を交付します。

(4) 「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」の位置づけについて

「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」は、従前の「石綿含有産業廃棄物」と同じく、産業廃棄物の区分(※ 種類ではない)であるとされています。

本来これらの産業廃棄物の取扱いの追加は、産業廃棄物処理業の事業範囲の変更に該当するため、変更許可の申請が必要ですが、現在、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している者については、更新許可を行うまでの間に限り、変更届出による許可証の書換え交付を実施しています。

なお、一度許可証の書換え交付を実施した場合に、「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」の取扱いを追加する場合には、変更許可申請が必要ですので、注意してください。

3 連絡事項

(1) 関連する様式は、10 月 1 日までに大分県のホームページに掲載する予定です。

(2) 当面の間、従前の大分県の様式を使用して申請しても問題ありませんが、新しい様式を使用するよう努めてください。

ただし、チェック票については、必ず新しい様式を使用してください。